

アメリカ、EU、スイス、オーストラリアの顧客のため 直接的/間接的に生産を行う FSC 認証取得者への情報

FSCインターナショナル アドボカシー主任 ジョン・ホンテレツ
2014年11月 ブリュッセル
(FSC ジャパン訳版)

違法伐採対策法が施行される国以外の FSC 認証取得者への影響

アメリカ、EU¹、オーストラリアでは、違法に伐採された木材や木材製品の輸入を禁止する法律が制定、施行されています。これらの法律は施行国内での違法伐採に対しても効力を発揮しますが、本報告書はこれらについて触れるものではありません。スイスの法律は比較的緩いものであり、輸入される木材の伐採国と樹種の報告のみを義務付けています。

これらの法律は、施行国だけではなく施行国外のサプライチェーンにも影響を及ぼします。FSC 認証製品も例外ではありません。この報告書はアメリカ、EU、スイス、オーストラリア以外に所在する FSC 認証取得者に何が求められているのかを明らかにするものです。

違法伐採対策法は、施行国で事業を行う企業を対象としています。施行国の企業は「デューデリジェンス」や「デューケア」と呼ばれる仕組みを通じて違法伐採材に関与することを避けなければなりません。またその過程の中で、木材供給者からの情報提供などの協力を得ることも必要になることがあります。このために直接の供給者だけでなく、場合によっては木材の伐採された森林までサプライチェーンを遡る必要もあります。

FSC は CoC 規格、管理木材(Controlled Wood) 規格、森林管理認証審査方法を改訂し、認証材のサプライチェーンにおいてこれら法律へ適合するようにしてきました。**これらの変更により、アメリカ、EU、オーストラリア、スイス以外の国の企業も影響を受けます。**

違法伐採対策法に対する FSC の立場

FSCは違法伐採材の取引を禁止する政府の対策を支持しています。違法伐採は、森林破壊や劣化、容認できない労働環境、地域住民や先住民の持つ権利の迫害、合法的に木材生産を行う森林管理者が市場競争上不利になるなどの問題に繋がります。また汚職や税収低減にも繋がります。2012年の国際刑事警察機構(インターポール)と国連環境計画(UNEP)の試算では、違法伐採及びその加工を含めた経済価値は300億USドルから1,000億USドル、世界の木材貿易額の10%から30%になります。同じ年にオーストラリア政府は違法伐採による世界の経済損失は年間推定約460億USドル、一方その環境的、社会的な損失は605億USドルにのぼると試算しています。

違法伐採材が市場に存在することにより、FSCのミッションも直接影響を受けています。違

¹ 対象エリアは EU 加盟国 28 カ国の他、近い将来にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも含まれる予定。

法伐採材は木材、林産物の価格を推定7～16%下げ、責任ある森林管理に必要な投資の経済的実行可能性を低めています。

伐採時の合法性確認は、FSCの森林管理認証及び管理木材規格の第一条件です。しかし、木材生産国の国内法は多くの場合、FSCが定義し推し進める責任ある伐採を確実に行うには十分ではないのです。合法性は持続可能な森林管理に向けた最初の不可欠な最低限のステップとして位置づけています。

最近の違法伐採対策法の特徴

アメリカレイシー法²とは、元々アメリカの野生生物を保護するために作られた法律ですが、違法伐採に由来する木材、木材製品の取引を禁止するために2008年に改定されました。ここでの「取引」には、輸入、輸出、輸送、販売、受取、獲得、購入が含まれます。対象となる製品は広範囲にわたりますが、パルプ、紙、多くの家具は対象外とされています。違法伐採に由来する木材や木材製品のうち、対象となる製品の取引に関わったアメリカ国内の企業には罰則が課されます。アメリカへの輸入の際には、その都度輸入者が申告をする必要があります。

木材や木材製品の輸入企業に、違法材を取引するリスクを最小限にするための「デューケア」を実施する法的義務はありませんが、法律には、デューケアポリシーを実施することで、違法材が見つかった場合に企業にとって有利になると示されています。正式なデューケアの定義はなされていないため、企業は独自に解釈をする必要があります。

レイシー法では、伐採だけでなく、サプライチェーン全体の「輸出あるいは積み替え(トランシップ)」の合法性も確認することが重要な点となります。例えば、サプライチェーン全体における輸出に関する費用の支払い(つまり伐採国での合法性だけではない)や原木輸出の制限などが関連することになります。

EU木材規制(EUTR)³は、2013年3月3日に発効しました。違法伐採木材と様々な木材製品をEU市場内に持ち込むことを禁止する法律です。レイシー法に比べると、対象範囲は若干異なります。主な木材製品の輸入は対象として含まれていますが、パルプ、紙及びより幅広い家具も対象とされています。木材、木材製品の輸入企業には「デューデリジェンス システム」が求められます。これは、制度の本質的部分を規定したもので、次の3つのステップからなります：

- 原産地、樹種、伐採国の伐採関連法及びそれら法律が尊重されていることを示す根拠を含む情報の入手；
- 入手した情報の妥当性の検証、及びこの情報に基づき、違法伐採が行なわれたリスクが「無視できる」程度であるかを検証するリスク評価；
- リスク評価の結果、違法伐採が行なわれたリスクが「無視できる」と結論付けられなかった場合、企業はリスク低減措置を取らなければならない。リスク低減措置に

² <http://ic.fsc.org/download.usa-forest-products-legality-legislation-and-fsc.700.pdf>

³ <http://ic.fsc.org/download.fsc-qa-on-the-eu-timber-regulation.604.pdf>

はさらなる情報収集、リスクの再評価、認証材の要求、供給者の変更などが挙げられます。

企業自身でデューデリジェンス システムを作成できない、あるいは行いたくない場合は、モニタリング機関と呼ばれる公的に認定された組織のサービスを利用することができますが、法令順守の責任は企業自身が負うことになります。

輸入の際の申告は不要で、また輸入の度にデューデリジェンスを実施することも義務付けられてはいませんが、供給者ごとに定期的にデューデリジェンスを実施する必要があります。

ワシントン条約(CITES)における有効な許可書が付いた木材や木材製品、また(将来的に)VPA 締結国からの FLEGT ライセンス木材、木材製品は自動的に合法とみなされます。

オーストラリア違法伐採禁止法⁴は 2012 年 11 月 30 日に発効しました。レイシー法や EUTR のように、国産材、輸入材と特定の木材製品の輸入を対象とします。違法伐採木材及びそれらに由来する製品の輸入及び利用を禁止します。2014 年 11 月 30 日から輸入企業は EUTR に準じたデューデリジェンスを実施することが求められます。しかしその際、アメリカの法律のように輸入の度に申告が必要となります。

この法律の対象製品はレイシー法とも EUTR と異なります。家具については対象範囲がより広く、紙についてはより狭く、また薪については対象外となっています。

スイス 2010 年法は木材の合法性を求めるものではありませんが、市場に木材、木材製品を流通させている企業に対し、取引される木材、木材製品の樹種の市場名(要求があれば学名も)と伐採国名を明記することを企業に求めています。EUTR と整合させるための法改正に向けた議論が進んでいます。

詳しくは FSC ウェブサイトの木材合法性に関するページをご覧ください⁵。

法律施行国以外の国の FSC 認証取得者への影響

EU、アメリカ、スイスの法律では任意の認証制度をそのまま認めることはしていません。オーストラリアの場合は、FSC(及びPEFC)を「法律への適合を示すための関連ツール」として認識していますが、これが最終的にどのような意味を持つのかはまだ不明です。現時点ではFSC認証材についてもEUTRで求められるような情報収集が義務付けられるように思われます。

つまり、EU、アメリカ、オーストラリアでは、FSC認証製品及び管理木材原料の輸入業者は「デューケア」または「デューデリジェンス」の実施が求められ、スイスの輸入業者は少なくとも樹種、伐採地、サプライチェーンの情報収集が求められるということです。

ただし、EUの法律では、認証制度が一定の要件を満たしていれば、デューデリジェンス システムの一部として使用されることを認めています。2012年、FSCはEU、アメリカ、オー

⁴ <http://ic.fsc.org/download.fsc-and-the-australian-illegal-logging-prohibition-act-2012.701.pdf>

⁵ <https://ic.fsc.org/timber-legality.492.htm>, および下位ページ

オーストラリア、スイスを含む国、地域におけるFSC認証取得者が、合法条件を順守する手段として認証を活用できるように取り組んできました。この適応プロセスは、一連のアドバイスノートの発行と関連FSC規格の改訂に繋がりました（下記参照）。

認証というツールを用いることにより、EU、アメリカ、オーストラリア、スイスの輸入企業は法律への適合をより容易に行うことができるため、たとえリスクの高い地域からの木材であっても輸入を諦めなくてすむようになります。

一方、FSC認証がこのような機能を十分に果たすためには、法律施行国以外の認証取得企業の協力が必要不可欠です。施行国内の認証取得者が法律を順守していることを示すために必要な情報を収集し、提供することが必要です。

アメリカにおけるレイシー法の施行状況は現在までのところ緩く、輸入企業も体系的な困難には直面してはいません。多くの企業は合法性の根拠をFSC認証に頼っており、これはFSC認証では合法性の根拠とはならないことが証明されない限り続くものと見られます。一方、EUでは当局による管理が徐々に強まってきており、いくつかの国ではFSC認証材というだけでは合法性の根拠として承認しない動きも出ています。木材や木材製品の原産地、使用されている樹種に関する明確な情報が求められるとともに、原産地がリスクの高い国の場合は合法性の追加根拠の提出も求められます。

認証取得者は具体的に何をすればいいのか？

1. 森林管理者の場合: 原則的には変更はありません。すでに関連する国内法は順守していると見なされます。ADVICE-20-007-17⁶のアドバイスノートの中で森林管理者、認証機関、各国FSC代表に対して具体的にどの法律が該当するのか示されています。
2. あらゆるサプライチェーンのどこかに位置するCoC認証取得者の場合：顧客からFSC認証製品に使用された木材/管理木材の伐採地や樹種についての情報を提供するように問い合わせが来る可能性があります。こうした情報を持っていない場合、ADVICE-40-004-10⁷に従い供給者へ問い合わせなくてはなりません。
3. FSC認証製品を輸出するCoC認証取得者の場合：別のアドバイスノート(ADVICE-40-004-11)⁸に従い、貿易と関税に関する法律を確実に順守し、顧客からの要請があれば情報を提供できることが求められます。
4. EUの企業にプレコンシューマー回収原材料を含む製品を輸出するCoC認証取得者の場合：次のどちらかを満たす必要があります；

⁶ 2014 年 6 月 10 日更新の FSC ディレクティブ参照
<https://ic.fsc.org/download.fsc-dir-20-007-fsc-directive-on-fsc-forest-management-evaluations.a-1986.pdf>

⁷ 2014 年 8 月 15 日更新の FSC ディレクティブ参照
<https://ic.fsc.org/download.fsc-dir-40-004-en-directive-on-chain-of-custody-certification.a-130.pdf>

⁸ 2014 年 8 月 15 日更新の FSC ディレクティブ参照

- 製品の到着前に、顧客に製品内のプレコンシューマー回収原材料の存在を知らせ、顧客によるデューデリジェンス システム実施を支持する約束をする。
- FSC認証製品の製造に用いられた(紙くずを除く)プレコンシューマー回収原材料が確実にFSC管理木材であるものとする(ADVICE-40-004-12)⁹。

また、以前FSC認証制度で採用していた「少量の構成材」はすでに廃止されています。2014年1月1日からはFSC認証製品の製造に少量の構成材を用いることが禁止され、2015年1月1日からは少量の構成材を含む製品在庫のFSC認証製品としての販売もすべて禁止されます。木材合法性に関する法律制定国では、少量の構成材を含む製品の取引は2013年3月から既に禁止されています(ADVICE-40-004-09) ¹⁰。

お問い合わせ：

John Hontelez, Chief Advocacy Officer (FSC Global Development), j.hontelez@fsc.org

⁹ 2014 年 8 月 15 日更新の FSC ディレクティブ参照

¹⁰ 2014 年 8 月 15 日更新の FSC ディレクティブ参照